

# 駐在所だより

令和7年9月11日

北川副駐在所

## 法定速度が変わります!

令和8年9月1日から、中央線や中央分離帯のない一般道路における自動車の法定速度が、60km/hから30km/hに引き下げられます。

※ 法定速度・速度規制標識が無い道路の最高速度

### Point 中央線等の有無

- 中央線等がなければ、農道や林道も法定速度は30km/h
- 中央線等がある一般道路の法定速度は、今まで通り60km/h

### Point 速度規制標識の有無

- 中央線等が無くても、速度規制標識が設置されている道路は、その標識の数字が最高速度



【速度規制標識（イメージ）】

この標識があれば40km/hが最高速度です。

法定速度30km/hになる道路（中央線無し）



法定速度60km/hが維持される道路（中央線、中央分離帯有り）

